

議案第 14 号

小城市立小・中学校における児童生徒の教育環境に関する  
有識者懇話会設置要綱

小城市立小・中学校における児童生徒の教育環境に関する有識者懇話会設置要綱を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 26 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

小城市立小・中学校における児童生徒の教育環境に関する有識者懇話会を設置するため、本要綱を定める必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会告示第 号

小城市立小・中学校における児童生徒の教育環境に関する  
有識者懇話会設置要綱

(設置)

第1条 小城市立小・中学校における児童生徒の教育環境に関し、幅広い視点から意見を求めるため、小城市立小・中学校における児童生徒の教育環境に関する有識者懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を検討し、意見を取りまとめる。

- (1) 小城市立小・中学校における児童生徒の教育環境の現状、課題及びこれからのより良い教育環境に関すること。
- (2) 今後の小城市立小・中学校における望ましい学校規模及び配置に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めたこと。

(組織)

第3条 懇話会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校関係者
- (3) 教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する検討及び意見の取りまとめに必要な期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 懇話会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、懇話会の会務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、委員長が懇話会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。